

サービスの種類について

認定結果で要支援となった方は、生活機能の低下を防ぐ観点から、残存した機能をできるだけ活用し、またリハビリテーションで機能改善を図る予防中心のサービスとなります。

要介護となった方は、重度化を防止し、生活機能の改善を図りながら、できるだけ本人が自立した生活を送れるように支援するサービスを受けられます。

◆在宅サービス・施設サービス

保険給付サービス	①家庭を訪問するサービス ・訪問介護……ホームヘルパーが自宅を訪問し、家事援助や入浴、食事などの身体介護をおこないます。 ・訪問看護……看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をおこないます。 ・訪問リハビリテーション……理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、リハビリをおこないます。 ・訪問入浴介護……移動入浴車で自宅を訪問し、入浴のサービスをおこないます。 ・居宅療養管理指導……医師や歯科医師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導をおこないます。
	②日帰りで通うサービス ・通所介護（デイサービス）……デイサービスセンターなどに通い、食事や入浴などの基本的なサービスを利用します。 ・通所リハビリテーション（デイケア）……病院や診療所、介護老人保健施設などに通い、食事などの日常生活向上のための支援やリハビリなどをおこないます。
	③施設への短期入所サービス ・短期入所生活介護（ショートステイ）……施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練をおこないます。家族の介護負担を軽くする効果もあります。 ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）……施設に短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。家族の介護負担を軽くする効果もあります。
	④福祉用具・住宅改修 ・福祉用具貸与……車いすや特殊寝台（ベッド）など福祉用具を借りるサービスです。 ・福祉用具購入費支給……腰掛け便座や特殊尿器などを事業者から購入したとき購入費が支給されます。 ・住宅改修費支給……自立支援を目的とした住宅改修をしたとき 20 万円を上限に費用が支給されます。
	⑤その他 ・特定施設入居者生活介護……有料老人ホームなどに入居して、日常生活上の支援や介護を受けます。
	⑥施設サービス ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）……寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で自宅では介護が困難な方が入所します。 ・介護老人保健施設……病状が安定し、入院の必要がなくリハビリなどに重点を置いた方が入所します。 ・介護療養型医療施設……医学的管理のもとで長期療養を必要とする方が入所する医療施設です。
	①家庭を訪問するサービス ・夜間対応型訪問介護……夜間にホームヘルパーが自宅を訪問し、排せつなどの介護をおこないます。
地域密着型サービス	②日帰りで通うサービス ・認知症対応型通所介護……認知症の利用者が施設に通って食事・入浴等の支援や機能訓練を受けます。
	⑤その他 ・小規模多機能型居宅介護……利用者の状態や希望に応じて、通い・訪問・泊まりを組み合わせサービスをおこないます。 ・認知症対応型共同生活介護……認知症の方が施設に入居して、食事や入浴などの世話や機能訓練を受けます。 ・地域密着型特定施設入居者生活介護……定員 29 人以下の有料老人ホームなどです。
	⑥施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設……定員 29 人以下の介護老人福祉施設です。